六、小西六写真工業株式会社に対する件

昭和五二年（排）第一一号

排除命令

東京都中央区日本橋室町三丁目一番地一〇

小西六写真工業株式会社

右代表者　代表取締役　冨岡　弘

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　小西六写真工業株式会社は、小売業者を対象に、昭和五二年二月二一日から同年四月二〇までを期間とし、「サクラカラー24発売一周年記念お店いきいきセール」と称して行った景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第三号）第二項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、小売業者を対象に、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項第一号又は第二号の方法により景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に

届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　小西六写真工業株式会社（以下「小西六」という。）は、肩書地に本店を置き、写真機械及び写真感光材料等の製造販売業を営む事業者である。

二　小西六は、小売業者を対象に、「サクラカラー24発売一周年記念お店いきいきセール」と称し、昭和五二年二月二一日から同年四月二〇日までを期間とし、期間中同社の販売する「サクラカラー24」と称する写真用天然色フィルムの八〇本セット又は一〇〇本セットを購入するごとに、抽せん券一枚を与え、住所、店名、仕入れ先を記入させたうえ、同抽せん券を送付させ、抽せんにより、いきいき賞として現金二四万円を一〇〇名に、さわやか賞として現金六万円を一、〇〇〇名に提供することを企画し、この企画に基づき、右景品類を提供した。

三　小西六の前記懸賞に係る最低の取引価額は、約三万五、〇〇〇円であるから、懸賞により提供することのできる景品類の最高額は一万円である。したがって、前記景品類の価額は、この制限を超えるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、小西六の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項第一号の方法により景品類を提供しているものであって、同告示第二項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和五二年九月六日

公正取引委員会

委員長代理委員　青山春樹

委員　熊田淳一郎

委員　野口一郎

委員　後藤英輔